

2022年1月14日の第7回判例ゼミの発表者所感

(栗田英一)

ここ最近、判例ゼミでは、コンピュータシステム特許に関する裁判例を取り上げることがあまりないように思いましたので、今回の発表テーマとして「ふるふる特許」に関する東京地裁判決を取り上げさせて頂きました。

思いのほか論点が多岐に渡っており、いささか私の手に余るところもあったのですが、なんとか発表を終えることができ、安堵しております。

御指導を担当して下さった三村先生、岩原先生の御説明は、非常に的を射たもので、本件特許の技術内容等について、この事案に対する理解を深めて下さったように思います。有り難うございました。

また、ゼミ生の皆さんも、侵害論（充足論）、無効論、損害論の各論点について、活発な意見を出して下さいました。

全体的な傾向としては、侵害論（充足論）については判決にやや批判的であったことが印象に残りました。この点は従来の裁判例では機能的・抽象的クレームとして論じられた問題と関係しますが、最近の裁判例の動向について、より一層注目していかなければならないと思わされました。

無効論については、特許庁の判断と判決理由が相違したことについて、もう少し掘り下げた議論ができればよかったと思います。ゼミ生からは技術的見地に立った貴重な御意見をうかがうことができました。

損害論については、企業向けの売上高を損害額算定の根拠に含めるか否か、類似の技術があることが実施料率にどこまで影響するのか等について問題になりました。最近、知財高裁で損害論に関する大合議判決が相次いで下されておりますので、損害論に関してもこれからの議論の集積に注目していかなければならないと思いました。

これからも、コンピュータシステム特許に関する裁判例の動向を注視していきたいと思えます。貴重な機会を与えて下さり有り難うございました。

(ガニング)

本事件では、特許の無効論、侵害論、損害論の各論点を通じ、特許訴訟の大枠を再認識することができる案件となりました。また、ソフトウェア特許のクレーム解釈や損害相当額の算出根拠の点では、ゼミ生の皆様の多様なご意見がうかがえ勉強になりました。

無効論及び侵害論については、代替可能技術であるか、という点について、技術分野に詳しい方の中でもご意見が分かれたことが印象に残りました。クレームの文言通りの解釈をされたとはいえ、当業者が必ずしも同技術と結論付けられないことも想像でき、同分野の出願時におけるクレーム作成や先行技術調査の難しさを実感しました。

損害論については、ご指導を担当して下さった三村先生、岩原先生の総括が大変参考になりました。類似技術の存在や、当機能の売上への寄与という観点では、正直なところ万人

に明瞭な線引きに着地させることは難しく感じました。今後も裁判の動向に注目していきたいです。

最後に、案件の準備でご指導くださった栗田先生とペースメーカーになってくださったSOFTICの内田様、率直な意見を出して議論に参加してくださったゼミ生の皆様に、感謝申し上げます。